

母子保護法に就て

財團法人中央社會事業協會主事 高 島 巖

一、緒言

待望の母子保護法は、昭和十二年三月三十一日、法律第十九號をもつて公布せられ、愈々、今年一月一日より施行せられた。

母性並に兒童保護に關する問題が、こゝ數年來、非常な關心をもつて世人の間に叫ばれ、又その對策が、それ／＼の立場に於て適當に講ぜられつゝあることは、兒童を次代の國民として見、且つこれの健全なる成育を希念する建前から、誠に慶賀に堪えないところである。殊に、今次事變の勃發に關聯して、その必要益々痛感せられる國民體位の向上、國民生活安定の立場よりするも、この問題の適當に解決せられるか否かは、國家盛衰の如何を支配する重大案件たるを失はない。

昭和八年十月、兒童虐待防止法が實施せられ、翌九年十月には少年救護法が施行せられた。これより曩き、昭和七年一月より實施せられた救護法は、同法第一條に於て、貧困にして生活し能はざる十三歳以下の幼者を救護し、更に、同法第二條に依つて、その幼者の哺育上必要ある場合は、滿一歳に達する迄その母をも併せ救護する道を拓いた。

かくの如く、國家は立法行爲に依つて、不遇なる母性並に兒童を保護救濟せんさし、更に、一般社會事業關係に於ては、これら立法關係の兒童は勿論、一般不遇兒童の保護教養に萬全を期するため、各種の施設を經營し、今や、これら兒童保

護に關する社會施設は、全國を通じて二四九二(昭和十一年末財團法人中央社會事業協會調査)に及んでゐる。

然し乍ら、これを、右各兒童保護立法についてのみ見る時、そのされもが、ある特定の兒童を對象とするものであり、殊に、兒童心身の健全なる發達に重大なる關係をもつ母性の保護に關しては、工場法、鑛業法その他の一般法規中に、出産前後に於ける婦人保護の途が講ぜられてゐる他は、僅かに前記救護法第十二條に依る貧困にして生活し能はざる一歳未満の子を擁する母に限られある状態なるをもつて、兒童を中心にしてその母を救濟するをもつてその主要目的とする母子保護法の實現は、こゝ數年間に於ける母性並に兒童保護に關する各種立法行爲の總決算をなすものとして、國家社會のため、誠に慶賀に堪えない次第である。

この機會に、本法の内容並に本法成立の沿革について、一應の説明をなし、參考の一助をしたいと思います。

二、母子保護法成立の沿革

わが國に於ける母子保護に關する運動は、大正時代の半端以後、内務省社會局が設けられ、兒童保護に關係ある各種の立法が試みられた際、貧困母子扶助立法の運動が起された時に始まるが、その當時、民間に於ける社會事業家等の間に於ても、母子扶助法制定の要望が高まり、遂に政府は、議會に、兒童扶助法案が提出するまでに至つたが、種々の事情のため、豫定通り提案が出来なかつた。尙、昭和六年三月、一議員の手に依つて、母子扶助法案が、第五十九回帝國議會に提出されたが、これ又、審議未了に終つた。其の後法律案として二回、建議案として一回、議員より提出されたが、政府はこれに對し、財政上の理由により實施困難なる旨答辯し來つた。

然るに、昭和九年に至つて、その當時頻々として起つた多數の母子心中事件に端を發し、帝都に於ける婦人團體が

蹶起して、再び、母子扶助法制定促進の運動が、新しき熱き力をもつて叫ばれ、それが、昭和十年開催の第八回全國社會事業大會にも反映し、遂に婦人團體（これは最初母子扶助法制定促進婦人聯盟として結成せられたが、その後母性保護聯盟と改稱して今日に及んでゐる）作成の法律案に一部修正を加へて、前記大會繼續委員會の名に於て、政府案の參考ともなるべき母子扶助法案を發表、建議し、これの制定に關し各種の運動を試みるこゝになつたが、一方政府に於ては、社會事業調査會に命じ、前記各法律案を參考として政府案作成、これを昭和十二年第七十回帝國議會に提出して、こゝに待望の母子扶助法は、母子保護法となつて成立するに至つたのである。

母子保護法は、かくの如くにして、昭和十二年三月三十一日御裁可を経て、公布、昭和十三年一月一日より愈々施行の運びになつたのであるが、本法の成立は、只に貧困なる母子の救済といふ消極的意味の外に、次代國民の心身の健全なる發達を目的とするところに、更に大きな意味があり、これこそ、この法律の讚へられてよい最も大きな分野であらうと信ずるのである。

三、母子保護法の内容

母子保護法解説として厚生省社會局發表のものに依れば、

第一章 法律制定の趣旨竝に其の沿革

第二章 扶助を受けるもの

第三章 扶助機關

第四章 母子保護施設

第五章 扶助の手續

第六章 扶助の種類及び方法

第七章 扶助費

第八章 雜則

の八章に分けて、これが解説を試みられてゐるが、本稿に於ては、右の内、第二章の扶助を受くるもの、第三章の扶助機關、第六章の扶助の種類及び方法の三項についてのみ記述し、爾餘のものは他の文獻にゆづることとする。

(一) 扶助を受くるもの

最初に、扶助を受くるもの、であるが、本法に依つて扶助を受くるものは、如何なる場合であつても、左の如き資格要件を具備するものでなければならぬ。

その第一は、十三歳以下の子を擁する母であることである。

子供が、心身共に健全に成長するためには、母親自らこれが養育に當ることが最も適當であることは、云ふまでもないが、本法の目的とするところも、母をして、その本來の使命である子女養育の任務を完ふせしめやうとするものであつて、このことは、諸外國の母親たちが、多く乳母にその子の養育を任せてゐるのに反して、わが國では、母親自らその子の養育に當る美風をもつてゐる、その美風を、更に助長する誠に美はしい規定と云はねばならぬ。

「子を擁する」といふ言葉が、第一條と第二條の中に三度も使はれてゐるが、「有する」「せすに」「擁する」「したところ」に、本法の進歩した精神がうかがはれる。母は、唯子供をもつてゐるのではない。これを保護し、これを養育する任務をもつもの、この解釋である。

次に、わが國家家庭生活の實狀に鑑み、祖母が母に代つてその孫を養育する場合が極めて多い關係上、本法は、ある特定の場合、即ち子の父母がその子に對して扶養の義務を果し得ない状態にあり、止むを得ず、祖母が母に代つて孫の養育に當るやうな場合、この祖母を母と見做し、孫をその子と見做して本法を適用することになつてゐる。

尚、子の年齢を十三歳以下と定めたことについては、諸外國の例なきを引用して、色々議論の分れるものがあるが、兒童心身の發育が、一應この年齢に達することに依つて一段階を劃するこゝが見ることが出来る。同時に、他の立法關係、特に救護法の均衡を保つ必要上、かやうに定められたものである。

但、この問題は、今後とも、種々研究の結果、出來得るならば、十五歳程度までは引き上げらるべきであり、尠くとも、兒童虐待防止法並に滿十四歳に達するまでは適用範圍内に置かれたいが、現在のところでは、前述の如く他の立法關係のこゝも考慮せられねばならず、一應この程度にて満足せねばならぬと思ふ。

この法律が最初立案せられた當時、問題となつたのは、私生子をさうするか、さいふことであつたが、本法では、その社會立法としての建前から、公生子と私生子との間に何等の區別を設けず、積極的にこれを保護することに定められた。即ち、本法の所謂子といふのは、民法上の子の觀念に依り、嫡出子、私生子（庶子を含む）養子、繼子の凡てを指すのである。但、母が子と共にゐない、つまり里子等に出してゐる場合は、これを含まないことは、「子を有する」をせず「子を擁する」とした文理解釋からしても明かである。

その第二は、貧困のため生活すること能はず又は子を養育すること能はざるもの、でなければならぬ。

本法は、國家が義務として行ふ一方的の保護であつて、従つて資力ある母をも、その母たるの故をもつてこれを扶助するが如きことは本旨でないのみならず、かくすることに依つて生ずる各種の弊害をも考へ、本法は、母の貧困を扶助の重

大要件としてゐるのである。最も、この、貧困であるかないかの限界は、實際問題として相當困難ではあるが、一般社會通念的に見て、母が、最少限度を認められる程度の生活をも維持することが出來ず、又は、子の生活及び教育に必要な扶助を行ひ得ない場合に限つて、これを扶助するのである。

本法が貧困條件として、貧困のため「生活することが不能なること」を「養育することが不能なること」と、分けて規定したのは、實際に於ては、母が貧困のため生活が困難であれば、それに伴つて必然的に子の養育が出來ないか、又は、出來ても不充分である場合が多い。然し乍ら、觀念的には、その一方のみ、生活不能といふことも考へられる。例へば子に扶養義務者があつて、子の養育に關する費用のみ扶助するが如き場合、子の養育は出來るが、母は生活不能といふやうな場合もないではないからである。

その**第三**は、母に配遇者なきか、又は、なしを見做さるゝ場合、でなければならぬ。

本法制定の直接目的は、子を擁する母が、その生活を維持して行く夫を失ひ、そのために、母としての本來の使命である子女養育に、更に、これに加へて生活を維持して行かなければならぬ責任を加へられた場合、これを扶助して、子女養育の重責を完ふせしめやうとするのであるから、夫がある以上、その妻子扶養の義務を尊重する意味をもつて、これを扶助しないことは勿論である。従つて、扶助を受ける資格要件としては、先づ、死亡、離婚、婚姻の取消等に依つて、夫のない場合を原則とし、次に、例へ夫があつても、扶養義務の履行に關して、なきに等しい状態にある場合、即ち、夫が、

イ、精神又は身體の障礙に依り義務を行ひ得ない場合

ロ、行方不明なる場合

ハ、法令に依り拘禁せられたる場合

ニ、母子を遺棄したる場合

等に限り、夫なしと見做して、本法を適用するのである。

尙、夫が失業してゐる場合等のこゝも、同情すべきではあるが、これは他の立法に依るこゝと、本法では、これを扶助しないこゝになつてゐる。

更に、これらの場合に於ける夫婦關係について、所謂内縁關係の如く法律上の届出をしないものであつても、事實上婚姻關係と同様の關係にあるものをも含み、これを扶助せんとする建前は、社會的觀點からして、誠に進歩した立法と云はれねばならぬ。

以上、扶助を受くるものゝ大體について記述し來つたのであるが、例へ右三要件を凡て具備してゐても、左の如き事情にある場合は、本法に依る扶助をなすこゝは無意義であり、且つ又、不適當であるを認め、これを扶助しないこゝになつてゐる。

即ち、その第一の場合には、母が性行その他の事由に依り子を養育するに適しない場合、その第二の場合には、急迫の事情にある場合を除き、扶助を受くべき母子の扶養義務者が、共に扶養能力ある場合である。

母の性行が甚だしく不良であつたり、精神又は身體に著しい缺陷があるやうな場合は、例へ本法に依る扶助を與へても、その目的である子女の完全なる養育を期するこゝが出来ず、折角の扶助が無意味に終つてしまふからである。

母子の扶養義務者が共に扶養能力のある場合は、母子に扶助を要する事情が切迫して居り、扶養義務者の關係を考慮する違のない場合のみを例外として、原則的には、これを扶助しないこゝに依つて、扶養義務者をして、その義務を履行せしめるやうにしてゐるのである。

この問題に對して、裕福な家庭でも、家庭不和のために、扶養義務者がその義務を果さないやうな場合、本法の保護を受けられないのは不都合だといふ議論もあるが、本法は、元來、生活困難の母子を救ふのが目的で、そのために、國民が汗水流して拂ふ税金をつぎ込むのであつて、裕福な家庭生活を營むものに對して、家庭不和を理由として、その義務を免じ、國家がこれを支拂ふといふことは適當でない、といふのが立法の建前である。

尙、本法は、右扶助を受くるものに對し、注意及び制裁の規定を設けてゐる。

注意：扶助を受くる母が、その子の養育上不適當な處置又は不適當な態度を採る場合は、本法の扶助を與へても、本法の目的を達し得ないのみならず、却つて弊害を生ずるおそれがあるので、かやうな場合には、實際扶助を行ふ市町村長は、その母に對して子の養育上必要な注意を與へ、扶助の適正を期することになつてゐる。この場合、市町村長の與へる注意は、扶助を受くる母に對して與へるのであつて、この注意の法律的性質は、一種の行政處分たる效力を有することになる。従つて、母が、市町村長の與へる注意に従はない場合は、市町村長は、扶助をしないことが出来るのである。

そこで、市町村長は、如何なる注意を與へ得るかといふに、その注意は、子の養育上必要な範圍のものでなければならぬのであつて、徒らにこの範圍を越えて母の生活に干渉してはならぬことは勿論である。従つて、市町村長の與へる注意の基礎となるべきものは、母子の生活事情に最も明るい方面委員によつて提供せられることになるのである。

注意の内容としては、保護關係、教育關係、勞働關係等に互つて行はれるが、注意を與へる形式は、大體方面委員を通じて行はれるのを常とする。

制裁：制裁は、法第十條の場合に、法第十四條の場合に、二つに分れる。

法第十條の場合

法第一條、第二條、第三條、第四條の規定に依つて、扶助を受くる資格をもち、又、現に扶助を受けつゝあるものであつても、その者の作爲又は不作爲に依つて、扶助を與へることが、その目的を充分に果し得ないを認められる場合、市町村長は、初めより扶助を行はず、又は、現に受けてゐる扶助を取消すことを得ることになつてゐる。

法第十條は、このことを規定したものであつて、扶助を受くる母であつても、次の三事由の一に該當するときは、市町村長は、これを扶助しないことを得るのである。

イ、本法に基きて發する命令の規定に依る處分に從はないとき。

これは、主として、法第六條の規定に依り、市町村長が、各種の扶助をなさんとする場合であつて、例へば、労働を忌避する氣持から生業扶助を拒み、生活扶助のみに依つて徒食せんを欲する場合、又は、市町村長が扶助の種類の変更をなし、或は個々の場合に於て、母に對して各種の指揮、命令をなすとき、これに從はないやうな場合である。

ロ、故なくして扶助に關する調査を拒みたるとき。

扶助を受くべき母が、果して本法所定の要件に適合するものなるや、又、如何なる醫療方法を行ふべきか、等について、市町村長又は方面委員が調査をなすとき、これを拒むが如き場合であつて、かくの如き場合は、扶助を行つてもその目的を達することが出来ない關係から、扶助をなさないことを得るのである。

ハ、第七條の規定に依る市町村長の注意に從はないとき。

前述法第七條に於ける市町村長の注意に從はず、自由に振舞ふ如き場合であつて、これも、本法の期待する効果を望み得ない關係上、かゝる場合には、扶助をなさないことを得るのである。

法第十四條の場合

本法に於いて所定の各條件を具備しないにも拘らず、扶助を受け、又は受けしむるために欺罔手段を弄する如き場合であつて、本法は、かゝる事態の發生を防ぐため、方面委員令に依る方面委員を補助機關として、母子の實情調査に當らしめることとしてゐるが、多くの事件を取扱ふ場合、必ずしもその徹底を期し得ない場合もあるものと思はねばならぬ。かかる場合に於て、その扶助を取消し、既に與へた扶助に付、その不當利得をして返還せしめることに依つて、かくの如き場合の發生を防止することとし、制裁として三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金を科することになつてゐる。(以下次號)

編輯後記

いままでもあるにはあつた制度なり機關なりが、公的の確認保證を得て磐石の安きの上に立ち、益々その職能を發揮しやうとしてゐる時、——母子保護法にしても、又は職業紹介事業の國營實施にしても、其他厚生省のなさんとしてゐる事業等々——吾々の保母と云ふ職能もつとつかりした粘りのある横の繋りを持つて、もう一段の法的な保證を得、根強い國家的存在としての自信を持つて、日々の仕事に従事し度いと希はずには居られない。それには必然的に保母の母體たる保母養成機關の問題に考を致さなければならぬ。現在の保母養成機關は、各々は皆立派な公的存在ではあるが、一所一城主義で、個別的孤立的存在の感無きにもあらずである。各々の養成所には、きつと抱負し、かこち、又憐んでゐるものを持つ

て居るに違なからうと思つて、先づそれをお互に吐露し合つて然る後始めてお互の心からの連繋がもたらされるに違ひないと思つた。本誌はこゝを狙つたのである。四月號を保母養成所號に?と云ふかの様な意外と少々侮蔑的意味を含んだ顔が浮ばぬでもない。經營上の廣告價値を考へれば成る程既に月遅れである。併し本誌はそこを念頭に置かなかつた。全國的な、保母又は保母養成機關のねばり強い連繋とでも云ふやうなもの、先行的と言つた様の役目の幾分かの助けにでもならば望外の喜びである。

◇保母養成所の問題 諸家の所説に、この問題に就いての種々なる暗示を受けるものである。又保母として深慮反省の好資料たる事を疑はない。

◇新入園児を迎へる ともすると乾から

びやうとする吾々の心に、春の慈雨となつて保育こゝろを蘇らせてくれる殊玉篇◇母子保護法に就て 雜誌に新聞にかい問見て居た母子保護法の全貌を、その生ひ立ちから一々の法規に到る細かい點まで、懇切丁寧に説明が加へられてゐる。紙數の都合で後半を來月號に割愛しなければならなかつた。

◇保母養成の教養 新興、ドイツの諸般の制度機關が、いろ／＼の意味で吾が國に紹介せられてゐる今日、吾々と最も密接な關係を持つてゐる保母養成機關が、ドイツに於ては如何に國家的存在として當局の關心監督の下にその職能を働かしてゐるか、この紹介によつてうかゞはれる。之も亦後半を來月號に割愛した。

◇新入の園児を迎へて 各園はどんなにか希望と忙しさの中に過されて居る事であらう。御自愛を祈る次第である。(編輯係り)